

誓約書

私は、市管理漁港施設使用許可申請に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

なお、下記事項の違反により、漁港管理者から使用の許可を取り消され、当該漁港指定施設から退去を命ぜられたときは、速やかにその命令に従い、不服の申立てはいたしません。

1. 漁港施設の使用に際しては、田辺市漁港管理条例及び関係法令を遵守し、漁業活動又は漁港工事に支障を及ぼす行為のないように努めます。
2. 港内の事故防止には十分留意し、万一漁港施設を損傷し、又は汚損したときは、速やかに漁港施設管理者に届出を行うとともに、その指示に従い、自己の責任において原状回復を行います。
3. 漁港施設使用許可の権利を他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸はしません。
4. 係船又は停泊中の船舶の管理は、自己の責任において行うこととし、台風来襲時等の避難や防犯対策その他一切についても自己の責任及び負担において行い、いかなる場合も貴殿に対し異議又は苦情の申し出を行いません。
5. 使用期間中に施設利用を中止する場合、又は船舶の交換等申請内容に変更が生じた際には、速やかに漁港施設管理受託者である和歌山南漁業協同組合に届出を行います。
また、使用期間が満了した場合及び使用を中止する場合には、船舶及び係留ロープ等について、自己の責任において速やかに撤去します。
6. 漁港管理者の判断において、漁港管理上やむを得ない事由により係船場所等が変更されても異議なく同意します。
7. ゴミ等は必ず持ち帰ることとし、漁港環境の美化に努めます。
8. 漁港内に自動車を駐車する際には、漁港利用者等周辺の迷惑にならないよう細心の注意を払います。
9. 暴力団等の利益になる使用は致しません。

令和 年 月 日

田辺市長 真砂 充敏 あて

住所

申請者

氏名

印